

交通事故対応の、のぼりを出している  
整骨院・接骨院の先生方！  
本当にその対応で大丈夫ですか？

整骨院  
スポーツ外傷・労災  
交通事故  
各種

# 整骨院・接骨院の為の 交通事故セミナー

30名  
限定

このような交通事故の被害者の対応はどうされていますか？

- 被害者が子供だった場合
- 被害者が外国人だった場合
- 被害者がまだ通院を希望しているのに保険会社から治療を打ち切られた
- そんなに過失割合が高くないのに健康保険証を使って通院を指示された

このような整骨院・接骨院のお悩みを  
交通事故業務専門で取り扱っている  
経験豊富な行政書士が解決してみせます。



日時 2019年5月19日（日曜日）

14：00～15：00

レセプトを記入する際の注意点

15：00～16：30

交通事故専門の行政書士が交通事故に関する仕組み

会場 リファレンス小倉魚町 会議室406号

（北九州市小倉北区魚町1-4-21

魚町センタービル4F 魚町バス停前）

参加費 1,000円（資料代込）

講師 行政書士 木村 和生  
交通事故業務専門家として  
九州や西日本を飛び回る



特別講師 損害保険調査会社の上席主査  
及び保険会社での対人査定業  
に従事経験を持つ講師が、  
レセプトに関する注意点を  
教えます。



お問合せ先 無限行政書士事務所 TEL 093-521-2005 携帯 090-5080-2877

※ご参加頂ける先生は名刺のご持参をよろしくお願い致します。

必要以上に通院日数を延ばしたり、過度な部位数で請求したり、逡減(ていげん)をかけず治療を行ったり、通院日数を水増しするような整骨院・接骨院のご参加はご遠慮ください。

セミナーにご参加頂ける先生は、下記内容をご記入の上 4月30日(月)迄に  
**FAX 093-383-9200**にお申し込み下さい。

院名

ご参加人数

名

代表者名

ご住所

TEL

FAX

E-mail